



なくそう 子ども虐待!

見すごすな 幼い子どもの SOS

●子どもの健やかな育ちのために

- 「しつけのつもり・・・」は言い訳（子どもの立場に立って判断しましょう）
- ひとりで抱え込まない（人の力を借りたり、貸したりしましょう）
- 親（保護者）の立場より子どもの立場（子どもの命を最優先しましょう）
- 虐待はあなたの周りでも起こりうる（特別なことではありません）



虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときは、市町村や児童相談所などの相談窓口へ連絡してください。

児童虐待の通告は、国民の義務として法律で定められています。
通告は支援の始まりであり、子どもや保護者を助けることにつながります。

相談窓口では、出産や子育てに関する相談、不登校や非行など子どもの行動上の悩みについての相談もできます。

相談、連絡の窓口はうら面をご覧ください。→



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。
オレンジリボンを胸につけ、子ども虐待の防止をアピールしましょう。

●児童虐待とは・・・



保護者(親または親にかわる養育者)が、子どもに対し次の行為をすることをいいます。

- 身体的虐待** …… ながる、ける、激しくゆさぶる、首をしめる、やけどを負わせる、戸外にしめだすなど
- 性的虐待** …… 子どもへの性交・性的いたずら、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ネグレクト (養育の拒否)** …… 家に閉じ込める、病気やけがをしても病院に連れて行かない、ひどく不潔にしたままにする、適切な食事を与えない、車内に放置するなど
- 心理的虐待** …… 言葉によるおびやかし、無視、きょうだい間の差別的な扱い、子どもの目の前で行われる家庭内暴力など

●児童虐待に関する相談・連絡



虐待を受けたと思われる子どもを見つけたとき、気になる子どもを見かけたときは・・・

- ・すみやかに市町村、県の広域振興局または児童相談所などに連絡(通告)してください。
- ・連絡(通告)が間違いであっても責任は問われません。また、連絡した人が特定されないよう秘密は守られます。

児童福祉施設(知的障がい児施設等を含む)に入所する児童や施設等に一時的に保護されている児童が施設等の職員から虐待を受けたと思われる場合や、里親のもとで生活している子どもが里親から虐待を受けたと思われる場合も連絡(通告)してください。

気になる子どもとは・・・

- 不自然な外傷(あざ、打撲、やけどなど)が見られる。
- 態度がひどくおどおどしている。
- 衣服が汚れていたり、髪の毛や手足が不潔である。
- 食べ物に対して異常な執着を示す。
- 夜遅くまで外にいて、家に帰りたがらない。
- 赤ちゃんや幼児の泣き叫ぶ声が続いている。 など

相談・連絡の窓口

- 各市町村児童福祉担当課
- 県の広域振興局保健福祉環境部
- 児童相談所(専門の職員が対応します)
児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000 お住まいの地域の児童相談所につながります。
・岩手県福祉総合相談センター 019-629-9604 **児童虐待24時間対応**
・岩手県一関児童相談所 0191-21-0560
・岩手県宮古児童相談所 0193-62-4059
- 子ども・家庭テレフォン (岩手県福祉総合相談センター)
019-652-4152 よいこに 毎日9時～22時(年末年始を除く)
子育てに関する相談、子どもの行動上の悩みについての相談

●お問い合わせ先／岩手県保健福祉部児童家庭課 電話019-629-5461